

入札公告説明書

札幌管区気象台

札幌管区気象台の工事契約に係る入札公告（令和 7 年 10 月 30 日付）に基づく入札等については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）及び契約事務取扱規則（昭和 37 年大蔵省令第 52 号）に定めるもののほか、「札幌管区気象台競争契約入札者心得書」によるものとする。

1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

札幌管区気象台長 石田 純一

2. 入札公告内容

- (1) 工 事 名 室蘭地方気象台現業室エアコン更新工事
- (2) 工 事 内 容 仕様書による
- (3) 工 事 場 所 仕様書による
- (4) 履 行 期 限 契約の日から令和 8 年 3 月 27 日
- (5) 入札執行日時・場所 本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。
及び入札書提出方法 なお、電子調達システムにより難い特別の事情がある者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
【電子入札に関する問い合わせ先】
調達ポータル <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>
- (6) 証明書等の提出期限 令和 7 年 11 月 14 日 15 時 00 分
- (7) 入札書の提出期限 令和 7 年 11 月 17 日 16 時 00 分
- (8) 開札の日時・場所 令和 7 年 11 月 18 日 9 時 35 分 札幌管区気象台 3 階 小会議室
- (9) 入 札 保 証 金 免除する
- (10) 契 約 保 証 金 免除する

3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8 年度国土交通省一般競争入札参加資格において、札幌管区気象台を希望した者のうちで、「建設工事に関する契約」のうち、「建設工事に関する契約」のうち、「専門工事」の「管工事業」の「A」又は「B」等級のいずれかに格付けされた者であること。
なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。
また、電子入札で参加する者は、証明書等の提出前までに認証カードの交付を受けている必要がある。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
 - ①資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。
 - (i) 親会社と子会社の関係にある場合
 - (ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - ②人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(i) については、会社等の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社等である場合は除く。
 - (i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - (ii) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (5) 札幌管区気象台長から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

7. その他の留意事項

- (1) 提出された工事費内訳書については、支出負担行為担当官（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。
- また、工事費内訳書が、別表各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第6条第1項第5号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別 表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)他の工事の内訳書である場合
	(4)白紙である場合
	(5)内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)内訳書が特定できない場合
	(7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)内訳の記載が全くない場合
	(2)入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)発注者名に誤りがある場合
	(2)発注案件名に誤りがある場合
	(3)提出業者名に誤りがある場合
	(4)内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	

- (2) 低入札価格調査
- 国土交通大臣が予算決算及び会計令第85条に基づき作成した基準額に該当する入札をした者は、同令第86条第1項に基づく契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。
- なお、上記調査を受けた者と契約する場合は、契約書の前金払に関する条文を次のとおり読み替えて契約する。
- ①契約書第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」
- ②契約書第35条第6項中「10分の4」を「10分の2」、「10分の6」を「10分の4」
- ③契約書第35条第7項中「10分の5」を「10分の3」、「10分の6」を「10分の4」
- (3) その他
- ① 当該契約に係る仕様書等の契約関係書類は、入札後にデータ消去及び印刷物の廃棄をすること。但し、落札者には適用しない。
- ② 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。